

大阪府立大学及び大阪市立大学におけるP P C用紙の購入に係る単価契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成30年1月22日

公立大学法人大阪府立大学理事長 辻 洋

## 入札説明書（入札公告）

### 1 入札に付する事項

- (1) 入札案件名  
大阪府立大学及び大阪市立大学におけるP P C用紙の購入に係る単価契約
- (2) 調達物品の名称  
P P C用紙
- (3) 仕様等  
別紙、仕様書のとおり
- (4) 契約期間  
平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで
- (5) 技術審査資料の提出  
必要なし
- (6) 納入場所  
大阪府立大学及び大阪市立大学の指定する場所

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生

事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 府の区域内に事業所を有していること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者

ウ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

エ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者

オ 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）（(1)キに掲げる者を除く。）

カ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 次の①又は②のものであること。

①平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、一般競争入札「01 事務用品・機器」又は「02 用紙」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問合せ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目

大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

(Tel (06) 6944-6644)

イ 申請の方法

(ア) 大阪府電子調達システム(URL (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>))において必要な事項を入力し、送信する。

(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成30年1月29日（月）午後4時

エ その他

詳細は、イ(ア)の大阪府電子調達システムの説明による。

②平成29・30年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「01 事務用品・機器」又は「02 用紙」に登録されている者

### 3 入札参加申請の方法

- (1) 公立大学法人大阪府立大学ホームページ (URL(<http://www.osakafu-u.ac.jp/>))から入札に用いる各種様式をダウンロードし、一般競争入札参加申請書(様式第1号)並びに仕様書2に掲載した規格等を確認できる資料として、品質証明書(納品物品の規格)又は品質試験(又は品質成績)表(測定値(実績値))(11月、12月分又は1月分)を次のとおり提出すること。確認できない場合は入札参加できない。

#### ア 提出期間

平成30年1月22日(月)から2月5日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から10時30分まで及び午後3時から4時30分まで

#### イ 提出場所

〒599-8531 堺市中区学園町1番1号

公立大学法人大阪府立大学 総務部 財務課 納品検収センター(B4棟西隣)

(TEL (072) 254-9673)

なお、申請書の提出は、必ず前日までに日時を3(1)イの納品検収センターまで連絡するとともに書類の内容を説明できる者が持参すること。(郵送不可)

- (2) 入札参加資格の確認通知

一般競争入札参加申請書を提出した者に対し、入札参加資格確認結果を通知する。

- (3) 入札に関する質問と回答

仕様に対する質問は、次のとおり書面により持参することとし、回答は入札参加資格確認通知書の発行を受けた者全員の閲覧に供する。

#### ア 受付期間

平成30年2月7日(水)から2月9日(金)までの午前9時から10時30分まで及び午後3時から4時30分まで

#### イ 提出先

上記3(1)イに同じ

- (4) 入札の日時及び場所等

#### ア 日時

平成30年2月16日(金) 午前10時

#### イ 場所

〒599-8531 堺市中区学園町1番1号

公立大学法人大阪府立大学 A11棟3階323大会議室

#### ウ 入札日提出書類

- ・入札書
- ・委任状(代理人が参加する場合)
- ・入札参加資格確認結果通知

#### エ その他

- ・入札書(及び委任状)は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算し

た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

ア 期限までに一般競争入札参加申請書を提出していない者、入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに公立大学法人大阪府立大学物品関係一般競争入札実施要綱、公立大学法人大阪府立大学一般競争入札心得（単価契約）、この一般競争入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

イ 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を行わないものとする。

(4) 契約書の作成

契約書を作成する。

(5) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(6) 契約保証金

免除

(7) 誓約書

落札決定後、契約締結までに、それぞれの大学に誓約書を提出すること。

公立大学法人大阪府立大学においては、契約金額が500万円以上の場合、落札者から誓約書の提出を求める。

公立大学法人大阪市立大学においては、この誓約書を提出しない場合は、契約を行わないものとし、公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。（ただし、契約金額が500万円未満となる契約について、理事長が必要ないと判断した場合はこの限りでない。）

(8) その他

- ① 公立大学法人大阪府立大学が行う一般競争入札に参加しようとする者は、公立大学法人大阪府立大学一般競争入札心得（単価契約）を遵守しなければならない。
- ② 公立大学法人大阪市立大学においては、契約締結後、当該契約の履行期間中に、契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、この契約の解除を行う。
- ③ 公立大学法人大阪市立大学においては、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、契約者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、

この契約を解除する。